

2015年9月24日

日本臨床心理学会
戸田游晏会員様
實川幹朗会員様
会員各位様

第51回大会定期総会と運営委員選挙の未了に関する見解

第22期運営委員選挙管理委員会
委員長 佐藤和喜雄

1. 総会

今回の定期総会は冒頭、實川幹朗会員（以下實川会員）が総会議長に立候補され、運営委が依頼していた手林佳正会員と、どちらか又は二人を議長に委任するかで、議場表決で問うしかなくなり、これだけでも多くの時間が割られました。議場には、約1ヶ月前から大会直前にかけて入会した多数の新入会員が入場していたという報告を、後に現運営委員会から受けました。その人たちの多くが委任状を保持していました。議長選任に関する表決の結果、實川会員が議長に選ばれ、その議長が副議長として金田恒孝会員を指名して委任し、総会が始まりました。このように冒頭から手続き等々で賛否が分かれる紛糾をはらんだ総会でした。全投票の記名及び投票者を特定し得る写真撮影の提案が出され、賛否意見が激しく交わされました。私、佐藤和喜雄（以下、佐藤）は、「記名投票と、投票者を特定し得る写真撮影は会員の尊厳と安全を損なうおそれが強く、民主主義的手続きに反する。しかし賛否意見の隔たりが大きく、審議が進まないので、百歩譲って、第4号議案は一会員の除名についての審議であり特に慎重審議を必要とするので、第4号議案においてのみ記名投票として写真撮影は認めず、それ以外の議案では全て無記名投票とする」という主旨の意見を提出し、挙手による表決で、これが決定したという経緯もありました。

1号議案を一部修正して承認しただけで時間が明らかに足りないことが分かり、「順序をとばして第5号議案（第22期運営委員選挙）に入る」という議長提案が多数で支持され、第5号議案に入りました。

以上は、佐藤が一会員として5号議案審議に入るまでにその場で見聞きしたことの記憶とメモからの記述ですが、以下に述べる運営委員選挙の前に繰り広げられた総会の状況を背景として理解していただくために報告いたします。

2. 選挙過程

2-1) 選挙管理委員

選挙の冒頭で、佐藤選挙管理委員長（以下、佐藤選管委員長）が現運営委員会から委任されたことを自己紹介し、もう一人の選挙管理委員（以下、選管委）として宮本昌子会員を紹介しました（宮本会員は佐藤が依頼し運営委員会で委任されています）。その時、議場から戸田游晏会員（以下、戸田会員）が「宮本さんはいつ誰が選管委に委任したのですか！それでは私も選管委に立候補します。」と申し出られました。選管委は「運営委員会が委任する（会則第13条）」ことになっていますが、宮本会員

の委任紹介もこの場で初めてだったので、宮本会員、戸田会員を選管委とすることの承認を議場に求めて、決定しました。この手続きでも、また時間が費やされました。

立候補者は、既に所信表明を会員に周知せしめている 9 名の会員の他に、この場で實川会員ほか計 3 名の立候補が口頭でありました。このような選挙議場での立候補を認めるかどうかについて、佐藤選管委員長は、9 名の立候補所信表明を会員に公示した文面において、「選挙が行われる総会の場にはかって決定することがある。」という解釈を提示してありました。そこで、この場での立候補を認めるかどうかを議場に問い、認めることが多数で決定されました。申し出のあった 3 名に立候補意思をこの場で書いて提出するよう求め、書面で「實川幹朗会員、中川聡会員、金田恒孝会員」計 3 名の立候補意思を確認し、既に公示してある 9 名の立候補者の他に、この 3 名の立候補を選挙管理委員会として認めました。

2-2) 有権者数の確認

有権者数の確認は、当日参加だけの非会員が議場にはいないことを確認して（議場閉鎖）、挙手及び委任状保持者には委任状を持って挙手してもらい、選管委が数えて、委任状を含め 94 名を確認しました。

2-3) 投票方法

次に投票方法をめぐっても、選管委となった戸田会員が用意してきた投票用紙・様式と佐藤選管委員長が用意してきた投票用紙・様式が異なり、双方の合意が得られず、ここでも議場の表決に問うという時間が費やされ、戸田選管委様式が多数で決定されます。ただし、戸田選管委様式は記名投票を想定した書式でしたが、既に 4 号議案以外は無記名投票と決定しているので、その用紙配布と無記名投票を佐藤選管委員長が指示しました。

2-4) 投票行動指示と投票中止

この時、既に会場退去時間である午後 7 時 5 分の 10 分前位であり、佐藤選管委員長は「投票用紙の配布と記入」を指示しましたが、議場の正面部分に立った立候補者たちの多数から、「多数の新入会員には立候補者たちの所信を知る時間もなく、『討論を尽くした』（会則第 13 条）ことにはならない。投票は無謀だ！」という異議が出されましたが、これに対抗して議場の多数から「投票させよ！」という怒声が飛び交う中で、時間は残り 2 分位となりました。このような状況を踏まえ、佐藤選管委員長は「投票記入指示」を翻し、「反対の声がたくさん出て、時間切れのため投票を中断します。投票用紙は回収して、無効にします。」と言いました。

会場借用の規則から即時に全員が退去しなければならず、この時点で、今後この選挙の中断せざるをえない事態にどう対処するのかについて佐藤選管委員長が提案を示すことが出来なかったことは残念な結果であり会員全員にお詫びいたします。

3. 選挙議案中断後の対処

しかし、これは運営委員選挙の審議だけでなく、第 2 号から第 4 号議案までの全てを審議出来なかった総会全体の課題でもあります。総会全体の議事進行の責任は議長

団にありますが、第5号議案に入っている時間帯に、實川議長も金田副議長も運営委員に立候補されたため、選挙の進行中はこの2名の議長・副議長権限は停止されているとみなされます。その運営委員選挙が時間と会場の制約で中断され、しかもその後の対処についての提案がなかったことは、佐藤選管委員長がもっと早い段階で選挙完了が時間的に無理だと見通して善後策を提案しなかった不手際によるところが大きいと自覚しています。しかし、この事態全体は総会冒頭からの議事進行自体に膨大な時間が費やされた結果なのです。それをお互いに認めた上で、出来るだけ早く、選挙管理委員長、総会議長、大会実行委員長、第21期運営委員長の協議が必要だったのですが、それが出来ませんでした。

4. 総会中断後の対処策の紛糾

4-1) 場外での会話

選挙会場から全会員が退去した直後、場外で佐藤選管委員長は戸田選管委他の会員多数に取り囲まれ、「投票を場外で継続せよ。記入済み投票用紙回収を完了せよ。」と迫られました。佐藤選管委員長は「場外で選挙行動はできない。選挙は中断である。臨時総会において、選挙を実施する。」と答え、戸田選管委他は「いつ、どこでか？東京と関西の両方で開いてはどうか？郵送投票はどうか？これらの提案を現運営委員会に伝えよ。」と迫りました。一方、総会議長であった實川会員は、「総会はまだ続いている。議長団も存在し続けている。」と主張しました。

上記は選挙場外退去直後の状況描写であり、参考までに記しました。

4-2) 戸田選管委の意見書について

大会第2日の9月5日朝、大会会場受付付近で、佐藤選管委員長は戸田選管委から「9月4日の役員選挙の継続手続きについて（意見書）」という文書を手渡されました。これは去る9月18日発行のCP紙第181号の5頁目から6頁目に掲載されています。これは運営委員選挙の「継続措置として郵送投票を行う」という戸田選管委としての提言とされています。

9月5日朝は、まもなく大会2日目の分科会が始まるため、戸田選管委意見書について、佐藤選管委員長、宮本選管委、戸田選管委の3名で協議する時間はありませんでした。

4-3) 戸田選管委意見書への佐藤選管委員長・宮本選管委見解

その後戸田選管委意見書について、佐藤選管委員長と宮本選管委は協議し、以下を確認しました。

見解：運営委員選挙は中断されたが、総会自体5議案のうち、第1議案の審議を終了したのみであるから、臨時総会を開催して、残りの全議案を早急に審議すべきである。運営委員選挙はその臨時総会の中で行われるべきもので、選挙だけを郵送投票するという戸田選管委の提言は、受入れられない。それは「木を見て森を見ざるごとし」である。

この見解は第 21 期運営委員会の谷奥克己（以下、谷奥）運営委員長に伝えました。しかし早急に提言者である戸田選管委に伝えられなかったのは、佐藤選管委員長の不行き届きでした。

4-4) 総会流会后佐藤選管委員長及び宮本選管委の善後策についての意見

以下のことを 9 月 6 日、第 21 期運営委員会谷奥運営委員長に伝えました。

- (1) 選挙は中断している。
- (2) 立候補者は 9 月 4 日総会・選挙の中で認められた 12 名である。
上記「投票行動指示と投票中止」の項で述べた状況の中で、複数の立候補者から、「では（筆者注：『こんな状況で投票が強行されるなら』の意味）立候補を降ります」という声もあったが、その直後選管委員長は投票強行への抗議の理由が正当だと判断し、「投票用紙記入指示」を翻して、「投票中止。投票用紙回収・破棄」を宣言した。従って、上記 12 名は選挙中断後も立候補者の立場が保全されていると認める。
- (3) 選挙の場：臨時総会の中で行われるべきである。
- (4) 選挙方法：無記名投票。12 名の立候補者氏名について、信任＝○、不信任＝×をつける。
- (5) 選挙管理委員：「3 名への選管委員としての委任は保持されている」と、この時点では運営委員会に伝えた。
参考：しかし後に、次の 4-5) で述べる文書により、戸田選管委員は(*) 継続総会において、佐藤選管委員長解任を求めていると知った。佐藤選管委員長はこの文書に見られる偏見と独断で今回の事態を進めようとする戸田選管委の解任を求めることになるだろう。（筆者注：(*) 継続総会は實川会員が独断で会員多数に「告知」と称して送った「定期会員総会再開」を意味する。）
- (6) 総会議長：9 月 4 日の 19 時 5 分に選挙が中断される直前に、佐藤選管委員長は今後の方針を提案出来なかった。この時点で選管委員会の役割は当然継続されるが、総会議長の役割が継続されるかどうかは、臨時総会で以下の 2 点を踏まえて討議する必要がある。
 - ① 實川会員は「議長団 2 名がそのまま有効」と主張されているが、選挙議案に入った際に議長団の實川会員と金田会員がその場で運営委員に立候補されたので、選挙審議中この 2 名においては議長権限が停止されていることになる。
 - ② 改めて、議長候補者を募り臨時総会の場で選任する。
- (7) 臨時総会：出来るだけ早く開くべきだ。しかし、会員への通知は少なくとも 1 ヶ月前までにしなければならない。開催場所、方式について、9 月 4 日夕刻、選挙中断で全員が議場外に退出した際に、佐藤選管委員長が戸田選管委他に強く提案された「東京と関西と両方で」と「郵送投票」の意見は第 21 期運営委員会に伝えた。佐藤選管委員長としては、開催日時・場所と方式について、第 21 期運営委員会の討議と決定に委ねると伝えた。

4-5) 戸田選管委による佐藤選管委員長解任の要求

しかし、その後戸田選管委より9月16日付けで、〔9月4日総会「役員選挙」経緯報告〕が「日臨心デコメール」と称するwebで流されたと知りました。この「日臨心デコメール」は日臨心の公式ホームページと何ら関係がないので、私は直接これを閲覧することはありませんが、その内容を知ることができました。それによると、戸田会員は選挙管理委員の名前で、「選挙中断についての責任を、最も負うべき佐藤選管長からの役員選挙経緯の報告は一切為されてはおりません。」「本来中立な立場にあるべき選挙管理委員の長が、管理事務決裁を、次期立候補者がほぼ全てを占める前期運営委員会の意向に従う言動を行うことは、極めて不公正であると言わざるを得ません。」と述べ、佐藤選管委員長長の具体的な問題行動として、以下の項目を小見出しとして挙げ、その中で多くのことを述べています。

＜選管立候補への妨害＞＜佐藤選管用意の投票用紙は、当日立候補を想定しない様式＞＜投票用紙配布の妨害と当日候補者への威圧＞＜旧21期役員の一斉棄権による投票妨害に日和った佐藤選管長＞と列挙し、最後に＜結論：佐藤選挙管理委員長解任が妥当＞とし、「戸田が提案する選挙継続方法の継続総会における審議と承認を求めます。」と締めくくっています。

上記戸田選管委の記述については、『9月5日に「9月4日の役員選挙の継続手続きについて（意見書）」を佐藤氏と前21期運営委員長谷奥氏に手渡した。しかし、この提案は9月14日付けの谷奥氏名義の回答書「第21期運営委員会方針」により却下された。以後本日（9月16日）に至るまで、選挙中断についての責任を、最も負うべき佐藤選管長からの役員選挙経緯の報告は一切為されてない。（以上主旨）』という部分はその通りであり、4・3)で述べた通り、これは佐藤選管委員長長の不行き届きであり、戸田委員に謝罪いたします。

しかし、その他のほとんどの部分は、上記「1. 総会、2. 選挙過程」で佐藤選管委員長がメモと記憶によって記述したものと著しく異なることが分かります。これは、選挙議場での佐藤選管委員長長の言動に関して戸田選管委が偏見を抱き、独断しているためだと思います。ここに至っては、戸田選管委と引き続き協議していくことは不可能に近いと考えます。この文書が佐藤選管委員長長に送達されれば、佐藤選管委員長は第21期運営委員会及び来るべき臨時総会に対して、戸田会員の選管委解任を求めることになるでしょう。

5. 善後策総会についての意見調整とすれ違い、組織破壊行動

9月4日の総会議長であった實川会員は、9月10日付け文書「定期会員総会再開のための議場確保について」を第51回大会実行委員長亀口氏に宛て、総会の継続には大会実行責任者の力を借りねばならない、これを9月26日に開催したい、会場の設定をお願いしたい、と要請しています。その中で、「**第21期運営委員は任期が切れ、第22期の運営委員は選出されていません。したがって現在のところ、活動中の学会の機関は、会員総会と選挙管理委員会となります。**」と述べています。

「第22期運営委員選任にかかる事前立候補者9名の緊急要望書」を9月16日付で3名の選管委に宛てて送付した9名の事前立候補者に対して、戸田選管委は、9月

18日付け文書「反論：事前立候補者各位へ」を事務局に要請して送達せしめ、佐藤及び宮本選管委にも同様送達せしめています。その諸反論の一つに、「**選挙開始時点から、旧役員は解任されていると考えることが妥当である。**」と述べています。

實川会員と戸田会員のこの主張は、選挙中断により次期運営委員が選出されていない現在、21期運営委員は任期切れにより運営委員会は機能していない、従って最高決議機関である定期総会の議長が学会活動の責任と権限を持つと断ずるもので、学会組織の日常的運営責任を負う運営委員会とその委員の任期のバトンタッチ機能を否定するものです。運営委員の改選中断による運営委員会の機能的困難を補うのは、当然従来の運営委員会と委員長、大会実行委員長、総会議長、そして選挙管理委員長の緊密な協議です。その協議が形成されていないのです。

それぞれの努力のあとは見られます。戸田会員が一選管委員として9月5日に郵送投票の意見を出し、實川会員が9月10日付で9月26日に定期総会を京都ないし至近の場所で再開したいと亀口大会実行委員長に協力を要請しました。しかしその考えの根底には、第21期運営委員は任期切れで運営委員会は無効だという主張があるため、第21期運営委員会に受入れられないのだと思います。第21期運営委員会は戸田選管委の郵送投票意見を拒み、實川会員と戸田会員に宛てて、9月14日付で、次の定期総会を東京で11月23日又は12月23日に開催しますので、どちらかを御選択くださいと要請しています。

これに対して、實川会員は直後の9月16日付で、平成27年度定期会員総会議長實川幹朗名で、「定期会員総会再開のお報告」として、日時：9月26日、会場：日本基督教団東淀川教会（大阪市）を決定し、日本臨床心理学会会員各位宛の葉書で相当多数の学会員にこれを送付し、「臨心立て替え直し」ホームページというwebでこれを広報しています。因みにこのホームページは實川会員、戸田会員らによるもので、日臨心の公式ホームページとは関係がないものです。

一方、2日後の9月18日付け、日本臨床心理学会第21期運営委員会運営委員長谷奥克己名で、日本臨床心理学会会員各位宛、「緊急のご連絡」という葉書が学会全会員に送付されました。その内容は以下の通りです；

- 1) 先の総会議長實川幹朗名で送付された9月26日に大阪市内で開催されるという「総会」は、本学会の適法かつ公式に開催される総会ではないので、参加しないようにして下さい。
- 2) 選挙管理委員戸田游晏名で、運営委員の投票方法が広報されているが、上記違法・非公式の総会で効力ある投票を実施することはできないので、投票に応じないで下さい。
- 3) 運営委員選任等のための適法かつ正式の総会の開催は後日お知らせします。

6. 2015年9月26日に實川幹朗会員が招集する「定期会員総会」は無効

佐藤和喜雄選挙管理委員長は上記の通り「第51回大会定期総会と運営委員選挙の未了に関する見解」を会員皆さまに報告し、佐藤和喜雄選挙管理委員長と宮本昌子選挙管理委員は、来る9月26日に實川幹朗会員が招集する「定期会員総会」に参加されないよう学会員諸氏に呼びかけます。

(以上)